



特別非課税貯蓄みなし廃止通知書

提出先	F01	税務署長殿			
公債の販売 機関の営業所等	所在地	F06			
	名称	F04			
	営業所番号	E01			
	個人番号又は 法人番号	F02			

下記の者につき租税特別措置法施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第45条第4項の規定により、特別非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第5項の規定により、この旨通知します。

郵便番号	P01	—	個人番号	G01					
フリガナ	E02								
住所	E03								
フリガナ	E04			生年月日	N01	元号	年	月	日
氏名	E05			生年月日	N01				
最高限度額 (万円)	G02								
特別非課税貯蓄廃止申告書の 提出があったものとみなされる日	N02	元号	年	月	日				
摘要	E06								